



Ashikaga-Shi Shimin Seikatsu-Ka
Tochigi-Ken Ashikaga-Shi Honjo 3-2145
Tel.: (0284) 20-2154 Fax: (0284)21-7266
E-mail: kokusai@city.ashikaga.lg.jp
2/1/2018 No.261

☆市・県民税の申告☆

平成30年1月1日に足利市に住んでいた方や、2月上旬に市から送られる申告案内が届いた方は、市・県民税の申告をしてください。

<申告が必要ない方>

- 所得が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
- 確定申告をした方
- 所得がなく、市内に住む方の扶養親族になっている方

ただし、次の方は申告をしてください。

- 国民健康保険加入者(所得が無かった方も)
- 公的年金所得のみの方で、医療費控除や配偶者控除・扶養控除・障害者控除などの控除を受ける方

<申告に必要なもの>

- (届いた方)申告案内はがき
 - 印鑑
 - 個人番号カードなど
 - 平成29年中の所得がわかるもの(源泉徴収票など)
 - 国民年金保険料の領収証書(控除証明書)、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収証書
 - 生命保険料・地震保険料・平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料の控除証明書
 - (障害者控除を受けるとき)障害者手帳または障害者控除対象者認定書など
 - (医療費控除を受けるとき)医療費控除の明細書、医療費通知または医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額がわかるもの
 - (配偶者控除や扶養控除を受けるとき)配偶者や扶養親族のマイナンバーがわかるもの
- ▲ 郵送で申告する方は、税務署・税務課・各公民館に、確定申告書、市・県民税申告書、医療費控除の明細書がありますので使ってください。

◇詳しいお問い合わせは、税務課 ☎0284-20-2122まで

☆最低賃金が改正されました☆

<地域別最低賃金> 特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。

栃木県最低賃金 800円 ※効力発生日 平成29年10月1日(日)

<特定最低賃金> 業種により 837~923円 ※効力発生日 平成29年12月31日(日)

◇詳しいお問い合わせは、足利労働基準監督署 ☎0284-41-1188、栃木労働局賃金室 ☎028-634-9109まで

▼市・県民税の申告受付日程

期日	会場
2月 15日(木)	筑波公民館
16日(金)	久野公民館 梁田公民館
19日(月)、20日(火)	毛野公民館
21日(水)	御厨公民館
22日(木)、23日(金)	山辺公民館
26日(月)	富田公民館
27日(火)	名草公民館 矢場川公民館
28日(水)	北郷公民館
3月 1日(木)	三重公民館
2日(金)	小俣公民館
5日(月)、6日(火)	山前公民館
7日(水)	葉鹿公民館
8日(木)	三和公民館
9日(金)~15日(木)	市役所1階
※土・日曜日を除く	市民ホール

受付時間
午前9時30分~11時30分、
午後1時~3時30分
※市役所市民ホールは午前9時から
※公民館での受付期間中は、市役所では受付をしません

